

【様式第11（その4の1） 実施報告書（車両） 記載内容】

様式第11（その4の1）

商用車等の電動化促進事業（トラック）実施報告書（車両）（車台番号ごとに提出）^{注1}

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は 個人の場合は 氏名 ^{注2}	①									
営業所名		②									
営業所位置(使用本拠の位置・住所)		③									
補助対象車両	④ 種類 ^{注3} ＊	BEV		PHEV		FCV					
	⑤ 区分 ^{注4} ＊	バッテリー交換式		水素内燃		改造車					
		軽自動車(バン)		軽自動車(トラック)		トラクタ					
		トラック(小型)		トラック(中型)		トラック(大型)					
	⑥ 登録番号										
	⑦ 車台番号										
	⑧ 車名 ^{注5}										
	⑨ 通称名 ^{注5}										
	⑩ 型式 ^{注5}			⑪ バッテリーサイズ ^{注10}							
	⑫ 抵当権の有無＊			有						無	
補助事業完了日 ^{注6} ⑬ 令和 年 月 日											
補助金交付申請額(1台分)										金額	
(1)補助対象経費(補助対象車両価格) ^{注7}										⑭ 円	
(2) 寄付金その他の収入										⑮ 円	
(3)補助対象経費支出額((1)－(2))										⑯ 円	
(4) 基準額 ^{注8}										⑰ 円	
(5)補助金交付申請額の算定 (3)と(4)を比較して少ない方の額										⑱ 円	
(6)補助金交付申請額 (⑤で算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てたものとする)										⑲ 円	

注1 車台番号ごとに本様式(様式第11(その4の1))を複数枚記載して添付する

注2 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入する

注3 BEV:電気自動車、PHEV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注4 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは、大型車 車両総重量(GVW)12t超
中型車 車両総重量(GVW)7.5t 超12t以下
小型車 車両総重量(GVW)2.5t 超7.5t以下

注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること

注6 補助対象車両の登録日

注7 補助対象経費は車両代の諸経費、消費税は含まない

注8 基準額:「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

注9 本書式の記入で誤記入があった場合は、様式第11の捺印にて修正する。(金額以外)

注10 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

※ 車台番号ごとに作成

① 補助対象車両使用者: 交付申請時と同じ内容を記載

補助対象車両の使用者名(事業者名)、リースの場合は貸渡し先名、個人事業者の場合は氏名を記載(車検証記載の「使用者の氏名又は名称」)

② 営業所名 : 対象車両が導入された営業所名(交付申請時の営業所名を記載)

※営業所名が交付申請時と異なる場合は「様式第5計画変更承認申請書」により変更届の提出が必要

③ 営業所位置(使用本拠の位置・住所): 導入車両の使用本拠の位置(車検証記載の「使用本拠の位置」)

※営業所住所が交付申請時と異なる場合は「様式第5計画変更承認申請書」により変更届の提出が必要

④ 種類 注3 補助対象車両の箇所の左欄に○を記載

⑤ 区分 注4 補助対象車両の箇所の左欄に○を記載

⑥ 登録番号 補助対象車両の「登録番号」を記載(車検証記載のもの)

⑦ 車台番号 補助対象車両の「車台番号」を記載(車検証記載のもの)

⑧ 車名 注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名を記載

⑨ 通称名 注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている通称名を記載

⑩ 型式 注5 「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている型式を記載

⑪ バッテリーサイズ等: 注10 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合に記載

⑫ 抵当権の有無 : 抵当権の「有」「無」のどちらかの左欄に○を記載

⑬ 補助事業完了日 : 注6 補助対象車両の登録日(新規登録車検証、新規検査車検証の登録年月日)

⑭ (1)補助対象経費(補助対象車両価格): 注7 「車両本体価格」+「オプション(部品代)」の合計が補助対象経費となります、消費税、登録時の諸費用等は含まず。

⑮ (2) 寄付金その他の収入 : 対象車両導入時に「寄付金」や「その他の収入」(地方自治体の補助等)があった場合その金額を記載
寄付金その他の収入がなければ「0」を記載
(商用車等の電動化促進事業の補助額は含めない)

⑯ (3)補助対象経費支出額 ((1)－(2)) : 「(1)－(2)」の金額を記載

⑰ (4) 基準額 : 注8 「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額を記載(補助対象車両の基準額)

⑱ (5) 補助金交付申請額の算定 : (3)と(4)を比較して少ない方の額を記載

⑲ (6) 補助金交付申請額 : (5)で算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、1,000円未満の端数を切り捨てた金額を記載
この金額が「補助金額」となります

※ ⑲の(6)補助金交付申請額が補助金額となり、様式第11の1・1項に記載の金額と様式第13 精算払請求書の請求金額(導入車両金額)と同じ金額となります

※ 複数台数の完了実績報告時は、この様式第11(その4の1)(6)補助金交付申請額の複数台数分の合計金額が補助金額となります